

伊勢崎市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例をここに  
公布する。

平成30年12月26日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

#### 伊勢崎市条例第45号

伊勢崎市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成20年伊勢崎市条例第4  
号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「同法第104条第4項第2号」を「同法第104条第7項  
第2号」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

---

伊勢崎市債権管理条例をここに公布する。

平成30年12月26日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

#### 伊勢崎市条例第46号

伊勢崎市債権管理条例

（目的）

第1条 この条例は、市の債権の管理に関する事務の処理について必要な事項  
を定めることにより、市の債権を適正に管理することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め  
るところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利（水道事業、病院事業、介護老人保健施設事業及び訪問看護事業における債権を除く。）をいう。
  - (2) 強制徴収債権 市の債権のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係るもの及び国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。
  - (3) 非強制徴収債権 市の債権のうち、強制徴収債権以外のものをいう。
  - (4) 非強制徴収公債権 非強制徴収債権のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項に規定する歳入に係るものをいう。
  - (5) 私債権 非強制徴収債権のうち、非強制徴収公債権以外のものをいう。
- （他の法令等との関係）

第3条 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

（台帳の整備）

第4条 市長は、市の債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）を整備するものとする。ただし、証明交付手数料その他の債権の性質上市長が特に必要がないと認める債権については、この限りでない。

（債務者に関する情報の利用）

第5条 市長は、納期限又は履行期限までに納付されない、又は履行されない市の債権がある場合において、当該市の債権の管理に関する事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、当該市の債権に係る債務者の情報（地方税法第22条の秘密に該当する情報を除く。）を同一の実施機関（伊勢崎市個人情報保護条例（平成17年伊勢崎市条例第18号）第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）内又は実施機関相互において、収集した目的以外に利用することができる。

2 市長は、前項の規定により利用した情報を当該市の債権の管理に関する事務以外の事務に利用してはならない。

（延滞金）

第6条 市長は、市の債権のうち、地方自治法第231条の3第1項に規定す

る歳入を納期限までに納付しない者に対して督促をしたときは、伊勢崎市市税条例（平成17年伊勢崎市条例第75号）の例により計算した金額に相当する延滞金を徴収するものとする。

2 市長は、やむを得ない事由があると認めるときは、延滞金を減額し、又は免除することができる。

（滞納処分等における調査）

第7条 市長は、強制徴収債権について、法令に基づき滞納処分又は滞納処分の停止を行うときは、債務者の財産その他の債権の管理に必要な情報を調査しなければならない。

（強制執行等における調査）

第8条 市長は、非強制徴収債権について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第171条の2から第171条の7までの規定による強制執行等その他の措置を行うときは、債務者の財産その他の債権の管理に必要な情報を調査しなければならない。

（生活再建に関する相談）

第9条 市長は、市の債権の管理に関する事務の処理を遂行するに当たり、債務者に著しい生活困窮その他の特別の事情があるときは、当該債務者の生活再建に関する相談に応じるものとする。

（債権の放棄）

第10条 市長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該債権及びこれに係る延滞金又は損害賠償金その他の徴収金の全部又は一部を放棄することができる。

(1) 債務者の財産の価額が令第171条の2の規定による強制執行等（以下「強制執行等」という。）の措置に係る費用の額を超えないと見込まれる場合であって、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、資力の回復が困難で、弁済することができる見込みがないと認められるとき。

(2) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により債務者が当該非強制徴収債権についてその責任を免れたとき。

- (3) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合、相続人全員が相続放棄した場合又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価額が強制執行等の措置に係る費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (4) 強制執行等の措置又は令第171条の4の規定による債権の申出等の措置をとったにもかかわらず、なお完全に履行されない当該非強制徴収債権について、当該強制執行等の措置又は債権の申出等の措置が終了したときにおいて、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、資力の回復が困難で、弁済することができる見込みがないと認められるとき。
- (5) 令第171条の5の規定による徴収停止の措置をとった場合において、当該徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、資力の回復が困難で、弁済することができる見込みがないと認められるとき。
- (6) 私債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。）。
- (7) 債務者が失踪、行方不明その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないとき。

2 市長は、前項の規定により非強制徴収債権を放棄したときは、当該放棄した日の属する年度に係る地方自治法第233条第5項の規定により議会に提出する決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類に、規則で定める事項を記載するものとする。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例は、この条例の施行の日前に発生した市の債権についても適用する。

---

伊勢崎市税外諸収入金の督促及び延滞金に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成30年12月26日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

#### 伊勢崎市条例第47号

伊勢崎市税外諸収入金の督促及び延滞金に関する条例を廃止する条例

伊勢崎市税外諸収入金の督促及び延滞金に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第79号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による廃止前の伊勢崎市税外諸収入金の督促及び延滞金に関する条例の規定に基づき行った手続及び処分に関しては、当該規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

（伊勢崎市給水条例の一部改正）

3 伊勢崎市給水条例（平成17年伊勢崎市条例第194号）の一部を次のように改正する。

目次中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

第4章中第35条の2を第35条の3とし、第35条の次に次の1条を加える。

（延滞金）

第35条の2 管理者（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第1項第4号に規定する過料にあっては市長。次項において同じ。）は、

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項に規定する歳入を納期限までに納付しない者に対して督促をしたときは、伊勢崎市市税条例（平成17年伊勢崎市条例第75号）の例により計算した金額に相当する延滞金を徴収するものとする。

- 2 管理者は、やむを得ない事由があると認めるときは、延滞金を減額し、又は免除することができる。

（伊勢崎市給水条例の一部改正に伴う適用区分）

- 4 この条例による改正後の伊勢崎市給水条例の規定は、この条例の施行の日前に発生した歳入についても適用する。

（伊勢崎市民病院使用料及び手数料条例の一部改正）

- 5 伊勢崎市民病院使用料及び手数料条例（平成17年伊勢崎市条例第202号）の一部を次のように改正する。

第4条の2を第4条の3とし、第4条の次に次の1条を加える。

（延滞金）

第4条の2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項に規定する歳入を納期限までに納付しない者に対して督促をしたときは、伊勢崎市市税条例（平成17年伊勢崎市条例第75号）の例により計算した金額に相当する延滞金を徴収するものとする。

- 2 市長は、やむを得ない事由があると認めるときは、延滞金を減額し、又は免除することができる。

（伊勢崎市民病院使用料及び手数料条例の一部改正に伴う適用区分）

- 6 この条例による改正後の伊勢崎市民病院使用料及び手数料条例の規定は、この条例の施行の日前に発生した歳入についても適用する。

（伊勢崎市民病院駐車場条例の一部改正）

- 7 伊勢崎市民病院駐車場条例（平成17年伊勢崎市条例第203号）の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とし、第5条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

（延滞金）

第5条 市長は、駐車料金を納期限までに納付しない者に対して督促をした

ときは、伊勢崎市市税条例（平成17年伊勢崎市条例第75号）の例により計算した金額に相当する延滞金を徴収するものとする。

2 市長は、やむを得ない事由があると認めるときは、延滞金を減額し、又は免除することができる。

（伊勢崎市民病院駐車場条例の一部改正に伴う適用区分）

8 この条例による改正後の伊勢崎市民病院駐車場条例の規定は、この条例の施行の日前に発生した駐車料金についても適用する。

（伊勢崎市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部改正）

9 伊勢崎市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第204号）の一部を次のように改正する。

第7条の2を第7条の3とし、第7条の次に次の1条を加える。

（延滞金）

第7条の2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項に規定する歳入を納期限までに納付しない者に対して督促をしたときは、伊勢崎市市税条例（平成17年伊勢崎市条例第75号）の例により計算した金額に相当する延滞金を徴収するものとする。

2 市長は、やむを得ない事由があると認めるときは、延滞金を減額し、又は免除することができる。

第9条中「(昭和22年法律第67号)」を削る。

（伊勢崎市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部改正に伴う適用区分）

10 この条例による改正後の伊勢崎市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の規定は、この条例の施行の日前に発生した歳入についても適用する。

（伊勢崎市訪問看護事業の設置等に関する条例の一部改正）

11 伊勢崎市訪問看護事業の設置等に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第205号）の一部を次のように改正する。

第7条の2を第7条の3とし、第7条の次に次の1条を加える。

（延滞金）

第7条の2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項に規定する歳入を納期限までに納付しない者に対して督促をした

ときは、伊勢崎市市税条例（平成17年伊勢崎市条例第75号）の例により計算した金額に相当する延滞金を徴収するものとする。

2 市長は、やむを得ない事由があると認めるときは、延滞金を減額し、又は免除することができる。

第9条中「(昭和22年法律第67号)」を削る。

(伊勢崎市訪問看護事業の設置等に関する条例の一部改正に伴う適用区分)

1 2 この条例による改正後の伊勢崎市訪問看護事業の設置等に関する条例の規定は、この条例の施行の日前に発生した歳入についても適用する。

(伊勢崎市立四ツ葉学園中等教育学校受検料等に関する条例の一部改正)

1 3 伊勢崎市立四ツ葉学園中等教育学校受検料等に関する条例（平成19年伊勢崎市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「は、伊勢崎市税外諸収入金の督促及び延滞金に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第79号）の例により」を「の督促は」に、「対し、期限を付して督促しなければ」を「対して行わなければ」に改める。

---

伊勢崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月26日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第48号

伊勢崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第120号）の一部を次のように改正する。

第21条第6号及び第7号中「短期大学」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

---

伊勢崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月26日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

#### 伊勢崎市条例第49号

伊勢崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊勢崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年伊勢崎市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第11条第3項第5号中「卒業した者」の次に「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

---

伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月26日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

#### 伊勢崎市条例第50号

伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成27年伊勢崎市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考2を次のように改める。

- 2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が、令第4条第1項第4号の規定により読み替えた場合に地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項第2号の規定により所得割が課されないこととなる者であるとき、又は子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）第22条の2第2項の規定により読み替えた場合に地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦若しくは同項第12号に規定する寡夫に該当する所得割の納税義務者であるときは、当該支給認定保護者の申請に基づき、同法第295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号及び第3項並びに第314条の6（寡婦又は寡夫に関する部分に限る。）の規定の例により算定した市町村民税の額に基づいて階層区分を認定する。

別表第2備考4を次のように改める。

- 4 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が、令第4条第2項第7号の規定により読み替えた場合に地方税法第295条第1項第2号の規定により所得割が課されないこととなる者であるとき、又は府令第22条の2第2項の規定により読み替えた場合に地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦若しくは同項第12号に規定する寡夫に該当する所得割の納税義務者であるときは、当該支給認定保護者の申請に基づき、同法第295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号及び第3項並びに第314条の6（寡婦又は寡夫に関する部分に限る。）の規定の例により算定した市町村民税の額に基づいて階層区分を認定する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の規定は、平成30年9月1日から適用する。

---

伊勢崎市福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月26日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

#### 伊勢崎市条例第51号

伊勢崎市福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市福祉医療費支給に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第141号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「合計額」の次に「（次条第1項第2号又は第6号に該当する者であって、医療を受ける際に社会保険関係各法の規定に基づき保険者から交付を受けた限度額適用・標準負担額減額認定証又は食事療養標準負担額減額認定証（以下「減額認定証」という。）を提示しなかったものにあつては、第1号及び第3号から第5号までに掲げる額の合計額）」を加える。

第2条第3項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 保険外併用療養費の支給に当たり算定された費用の額からア及びイに掲げる額（次条第1項第2号又は第6号に該当する者であつて、医療を受ける際に減額認定証を提示しなかったものにあつては、アからウまでに掲げる額）を控除した額

ア 当該保険外併用療養費

イ 入院時生活療養に係る生活療養標準負担額相当額

ウ 入院時食事療養に係る食事療養標準負担額相当額

(4) 療養費の支給に当たり算定された費用の額からア及びイに掲げる額（次条第1項第2号又は第6号に該当する者であつて、医療を受ける際に減額認定証を提示しなかったものにあつては、アからウまでに掲げる額）を控除した額

ア 当該療養費

イ 入院時生活療養に係る生活療養標準負担額相当額

ウ 入院時食事療養に係る食事療養標準負担額相当額

第3条第1項第1号中「次号」を「第3号」に改め、同項第5号中「(第2号に該当する児童を除く。)」を削る。

第6条の見出し中「受給資格者証」の次に「及び減額認定証」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 受給資格者のうち、第3条第1項第2号又は第6号に該当するものが、入院時食事療養に係る食事療養標準負担額又は入院時食事療養に係る食事療養標準負担額相当額の助成を受けるには、前項の規定により提示する物とともに、減額認定証を提示しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に受けた医療等に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

---

伊勢崎市プリータータウンの丘磯沼荘条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月26日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第52号

伊勢崎市プリータータウンの丘磯沼荘条例の一部を改正する条例

伊勢崎市プリータータウンの丘磯沼荘条例（平成17年伊勢崎市条例第144号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「、訪問介護及び訪問入浴介護」を削り、同条第2号中「、第1号訪問事業及び介護予防訪問入浴介護」を削る。

第11条第1号中「居宅サービス若しくは介護予防訪問入浴介護の受給資格

者」を「居宅要介護者」に、「第1号通所事業若しくは第1号訪問事業の利用者」を「居宅要支援被保険者等」に改める。

第14条第1項中「又は第2号のサービス又は事業」を「の通所介護又は同条第2号の第1号通所事業」に改め、同項第1号中「第3条第1号のサービス又は介護予防訪問入浴介護」を「通所介護」に改め、「又は第53条第2項第1号」及び「又は群馬県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年群馬県条例第89号）第52条第3項」を削り、同項第2号中「又は第1号訪問事業」を削る。

#### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

---

伊勢崎市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月26日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

#### 伊勢崎市条例第53号

伊勢崎市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年伊勢崎市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号及び第2号中「よる」を「基づく」に改め、同条第3号中「よる」を「基づく」に改め、「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）」を、「卒業した」の次に「（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）」を加え、同条第4号及び第6号中「よる」を「基づく」に改める。

第4条第2号中「修めて卒業した」の次に「(当該学科目を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。)」を、「同条第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「(専門職大学前期課程を修了した者を含む。第5号において同じ。)」を加え、同条第4号中「修めて卒業した」の次に「(当該学科目を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。)」を、「同条第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「(専門職大学前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。)」を加え、同条第5号中「卒業者」を「卒業した者」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。